

殿の侍大將にてこそ侍れ、義經の侍の胄、何條の事あらん、とく返させ玉ふべしとぞ怒りける。
〔台德院殿御實紀附錄〕神君家康川の御遺金をわかたせ給ふ時尾紀の兩卿はおのく三拾萬
兩、水戸の頼房卿へ拾萬兩遣はされき、御みづから秀忠川は天下を譲り受玉へば、この外に何を
求んとて、一品も御身に付させ給はず、長久手の役にめされし御鎧は、名譽の御品なれば、これは
いかにとうか、ひしに、それも御物にしたまはず。

〔折たく柴の記上〕父の仰せしは、我父はいかなる故によりてか、所領の地失なひて、其領せし地に
引こもりておはせしといひしが、眼大きに、鬚多くして、おそろしげなるが、死し給ふ比は、まだ白
髪にはおはせざりしと覺えたりき、つねに物めしけるに、箸筒の黒くぬりしに、かきつばたの蒔
繪をしたりしより、箸とりいで、物めして、めし終りぬれば、箸をおさめて、かたはらにさしをき
給ひしを、我をはぐ、みそだてし老婢のありしにとふにすぎにし比の戰ひによき首とりて、大
將の陣に參り給ひしに、戰つかれたるらむ、これ給れとて、めしける膳をおし出して、その箸共に
賜る、此事時の名譽なりしかば、今も身をはなし給はぬなりといひき、それもいとけなき時に聞
にし事にて、いづれの時、いかなる所の戰にて、大將は誰とかいひぬらん、さだかならず。

誓約

誓約ハ、チカヒト云フ、身命ヲ神佛ニ賭ケ、若シクハ名譽ニ訴ヘテ以テ其事ノ虚ナラザルヲ
誓フヲ謂フナリ、古クハ又之ヲウケヒト云ヒ、種々ノ徵證ニヨリテ、自他約言ノ眞偽ヲ判シ、
或ハ豫メ事物ノ吉凶當否ヲ決シタリ、誓約ノ一種ニ探湯アリ、

探湯ハ、之ヲクガタチト云フ、或ハ手ヲ以テ沸湯ヲ探リ、或ハ燒鐵ヲ掌中ニ置テ、其糜爛スル